

特別養護老人ホーム高風園「そめやの里」
第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）
重要事項説明書
〈令和7年4月1日現在〉

1 管理者並びにサービス提供責任者

管 理 者 氏名 荻原 悦子

2 特別養護老人ホーム高風園「そめやの里」デイサービスセンターの概要

（1）提供できるサービスの種類と地域

名 称	高風園「そめやの里」デイサービスセンター
サービスの種類	地域密着型通所介護
所 在 地	高崎市新保町字塚越993番地
介護保険指定番号	1070203037
サービス提供対象地域	高崎市

（2）同センターの職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者（兼）		1名		管理運営
生活相談員（兼）	介護福祉士	1名		生活相談
生活相談員（兼）	介護福祉士		2名	生活相談
看護職員 機能訓練指導員（兼）	看護師		1名	看護業務
介護職員（兼）	介護福祉士	1名	4名	介護業務
〃	介護初任者研修		1名	介護業務
事務職員（兼）		1名		事 務

（3）設備の概要

定 員	10名	特殊浴槽	1槽
日常動作訓練室	99.5㎡	一般浴槽	2槽
静 養 室	9.00㎡	総面積	270.74㎡
介護者教室（和室）	14.30㎡	送迎車	2台

（4）営業日及び営業時間

月曜日～土曜日（祭日を含む）	午前8時30分～午後5時30分
定 休 日	日曜・年末年始（12月30日～1月3日）

*緊急連絡電話 027-364-1607

1 サービス内容

- | | |
|------------|-----------------------------|
| ① 送 迎 | 事業所の送迎車（リフト付き等）により、自宅まで送迎 |
| ② 食 事 | 管理栄養士の考えた献立によるバランスの良い食事 |
| ③ 入 浴 | 身体の状態に応じた浴槽（一般浴槽・特殊浴槽）による入浴 |
| ④ 機能訓練 | 看護師による日常生活動作等の機能訓練 |
| ⑤ 生活相談 | 日常生活上の介護問題等の相談 |
| ⑥ 健康確認 | 利用時のバイタルチェック |
| ⑦ レクリエーション | ゲームや作品制作での余暇活動 |

4 サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

まずは、お電話等でご相談下さい。生活相談員が自宅を訪問します。通所サービス計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 介護予防マネジメントケアプランの作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

（2）サービスの中止

- ① 風邪等の病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービスの内容の変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。

（3）サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望される日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合は、終了一ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者の要介護度が要支援、事業対象者、非該当（自立）と認定されかつ基本チェックリスト非該当となった場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

利用者がサービスを終了できる場合

- ・ 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ・ 守秘義務に反した場合
 - ・ 利用者、ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- 文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

事業者がサービスを終了できる場合

- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを6ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう督促したにもかかわらず10日以内に支払わない場合
- ・ 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合
- ・ 利用者が、入院もしくは病気等で3ヶ月以上にわたってサービス利用ができない状態であることが明らかになった場合
- ・ 利用者やご家族などが当事業者や従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為をした場合

文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

5 当事業所の特徴等

運営の方針

○ひとりひとりの人思いの大切にし、その人にあったサービスを展開していきます

○地域の方々との交流を積極的にすすめ、地域に永く必要とされる施設を目指します

○職員ひとりひとりが施設の顔であることを自覚し、専門性の向上に努めます

6 緊急時の対応

サービスの提供中に容態の変化等があった場合には、事前の打ち合わせにより主治医、親族、居宅介護支援事業所等へ速やかに連絡をし、必要な措置を講じます。

7 非常災害対策

管理者は、防災管理者を定めて、災害事故防止と定期的な避難訓練等を行い、利用者の安全確保に努めます。

8 サービス内容に関する苦情

当センターのサービス内容等にご意見や苦情がありました場合は、下記の者にお申し出ください。

管理者 荻原 悦子

電話 027-364-1601

相談員 梅澤 裕香

電話 027-364-1607

尚、以下にも苦情を申し立てることが出来ます。

・群馬県国民健康保険団体連合会 介護保険課 電話 027-290-1323

・高崎市役所 介護保険担当課 電話 027-321-1248

・群馬県社会福祉協議会 運営適正化委員会 電話 027-255-6669

・群馬県社会福祉事業団 苦情解決第三者委員

岩崎 秋雄 電話 0279-23-8975

忠地 久美子 電話 0270-62-7404

・特別養護老人ホーム 苦情解決施設委員

井草 扶美子 電話 027-361-5149

9 第三者評価の実施状況

実施無し

10 その他、運営に関する重要事項

- (1) 職員は、業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を厳守します。なお、このことについては、退職後においても同様とします。
- (2) この重要事項説明書と同時に契約書にも記名・押印し、それをもって契約開始とします。

通所サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書を交付して重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

名称 特別養護老人ホーム高風園「そめやの里」デイサービスセンター

所在地 高崎市新保町字塚越993番地

説明者

印

私は、本書面により、事業者から通所サービスについて本書を交付され、についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

契約者（利用者）

住所

氏名

印

家族(代理人)

住所

氏名

印

続柄（ ）